

(第98号議案)

中野区自動車駐車場条例を廃止する条例について

中野区新庁舎整備に伴い、中野区自動車駐車場を廃止する。

1 廃止する施設

(1) 中野区自動車駐車場

所在地：中野区中野四丁目11番

収容台数：58台（ゲート式）

(2) 廃止日

令和3年4月1日

※入庫最終日は、令和3年3月24日

2 関係規定の整備

本廃止条例の議決に伴う、中野区自動車駐車場条例施行規則の廃止は、別途行う。

## 位置図（中野区自動車駐車場）

